

ガス料金等の改定について

(長岡市越路地区、三島地区・与板地区、栃尾地区)

平成 22 年 5 月 14 日
北陸ガス株式会社

北陸ガス株式会社は、本日、長岡市越路地区、三島地区・与板地区、栃尾地区における一般ガス供給約款の変更について、関東経済産業局長へ認可申請いたしました。

このたびの料金改定は、長岡市からガス事業を譲受けました越路、三島・与板、栃尾各地区のガス料金につきまして、長岡市との合意に基づき、譲受けから 1 年間据え置いた後の平成 22 年 10 月 1 日より、原料費変動分の改定と原料費調整制度の導入を実施させていただくものです。

これは、新潟・長岡・三条地区において本年 1 月より実施いたしましたガス料金の改定と同様に、当社が都市ガス原料を購入しております卸元事業者が、国産天然ガスと輸入 LNG (液化天然ガス) の混合ガスを卸供給することに伴い、原料ガスの卸売価格を実質的に引き上げる内容を含む新たな価格体系を導入したことが理由です。

また、同じく長岡市との合意に基づき、譲受けから 3 年後となる平成 24 年 10 月より、新潟・長岡・三条地区と同一のガス料金を適用する予定です。あわせてご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、越路、三島・与板、栃尾各地区のお客さまサービス向上の一環として、新潟・長岡・三条地区のお客さまに適用しておりますガス料金関連の諸制度の導入もあわせて申請いたしました。

当社は、今後とも経営全般にわたる効率化を推進するとともに、都市ガスの安定供給、保安の確保、お客さまサービスの向上に努め、お客さま、地域社会ならびに株主の皆さまからご信頼をいただける企業を目指してまいりますので、引き続きご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

<問い合わせ先>
北陸ガス株式会社
総合企画グループ 担当 小出
TEL : 025-245-2214

【 主 な 変 更 内 容 】

1. ガス料金の改定

原料ガスの新たな卸売価格体系を導入したことに伴う原料費の増加分をガス料金に反映し、平成 22 年 10 月 1 日（各地区共通）より、小口部門平均で越路地区は 8.39%、三島地区・与板地区は 4.26%、栃尾地区は 5.31%、それぞれ現行水準から引き上げる申請をいたしました。

なお、ガス料金の改定は、関東経済産業局の審査等を経て認可されるため、その結果は申請内容と異なります。また、平成 22 年 10 月分以降のガス料金は、下記の原料費調整制度により LNG 平均価格に基づいて、毎月調整した従量料金単価を適用いたします。

《標準家庭における影響額》

[越路地区 (43.0MJ/m³、税込)]

ご使用量	申請料金	現行料金	引き上げ額
45 m ³ /月	5,695 円	5,276 円	419 円

[三島・与板地区 (41.8605MJ/m³、税込)]

ご使用量	申請料金	現行料金	引き上げ額
47 m ³ /月	5,887 円	5,653 円	234 円

[栃尾地区 (41.8605MJ/m³、税込)]

ご使用量	申請料金	現行料金	引き上げ額
47 m ³ /月	5,046 円	4,806 円	240 円

* 各地区の標準家庭におけるご使用量は、新潟・長岡・三条地区におけるご家庭 1 件・1 カ月あたりの平均ご使用量（平成 13 年度～17 年度の 5 年間の実績、41.8605MJ/m³）に基づいております。

2. 原料費調整制度の導入

平成 22 年 10 月 1 日より原料費調整制度を導入します。これは、為替レートや原油価格の変動等による原料価格（LNG 貿易統計値）の変動に応じて、毎月、ガス料金の従量料金単価を調整する制度です。

《調整額の算定方法》

①平均原料価格の算定

平均原料価格 = LNG 平均価格 × 原料ガスにおける LNG 構成比

②原料価格変動額の算定

原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格 (*1)

*1 平成 22 年 3～5 月の貿易統計の数量と価額から算定した LNG 平均価格

③調整額 (1 m³あたり) の算定

調整額 = 原料価格変動額 ÷ 100 円 × 換算係数 (*2) × (1 + 消費税率)

*2 LNG 価格が 1 トンあたり 100 円変動した場合に、ご使用量 1 m³あたり調整する金額 (税抜) をいいます。

調整の頻度	毎 月
平均原料価格の算定方法	料金適用月の 5～3 カ月前の 3 カ月平均
上限値	平均原料価格が上限値 (基準平均原料価格 × 1.6) を上回った場合は、上限値を平均原料価格とする

《原料価格がガス料金へ反映されるサイクル》

平成 22 年							⇒原料費調整制度を適用		
3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
基準平均原料価格									
		3 カ月の平均原料価格			中 2 カ月		料金反映		
			3 カ月の平均原料価格			中 2 カ月		料金反映	
				3 カ月の平均原料価格			中 2 カ月		料金反映

3. 越路地区の標準熱量の変更

越路地区の供給ガスの標準熱量について、これまでの実績に基づき、現行の 41.8605MJ/m³ から 43.0MJ/m³へ変更いたします。

なお、ガス種は 13A のまま変更ありませんので、現在お使いのガス器具をそのままお使いいただけます。

4. ガス料金に関するその他の変更

(1)延滞利息制度の導入（平成 22 年 9 月 1 日より）

現行の早収・遅収料金制度（*3）に替えて、新たに延滞利息制度（*4）を導入します。

*3 ガス料金のお支払いが、ガス料金払込書の発行日の翌日より起算して 20 日以内の場合には早収料金を適用し、21 日目以降の場合には遅収料金（早収料金の 3%割増し）を適用する制度です。

*4 ガス料金のお支払いが支払期限日を経過した場合に、その経過日数に応じて 1 日あたり 0.0274%（年率約 10%）の率で算定した延滞利息をいただく制度です。ただし、支払期限日の翌日から起算して 10 日以内に支払われた場合はいたしません。

(2)支払期限日の変更（平成 22 年 9 月 1 日より）

ガス料金の支払期限日について、現行のガス料金払込書の発行日の翌日より起算して 50 日目から、新たに支払義務発生日（検針日等）の翌日より起算して 30 日目へ変更します。

(3)クレジットカード払いの導入（平成 22 年 10 月 1 日より）

ガス料金のお支払い方法に、クレジットカード払いが加わります（一般ガス供給約款料金に限りです）。このクレジットカード払いは、お客さまから当社へ事前にご提出いただくお申込書にもとづき、クレジットカード会社を通じて自動的に毎月のガス料金等をお支払いいただく仕組み（*5）です。従来の口座振替やコンビニエンスストア等での払い込みに加え、クレジットカードによるお支払いを取り扱うことで、支払い方法を多様化し、お客さまサービスの向上を図ります。

*5 当社のお支払い窓口等で、クレジットカードのご提示により、直接お支払いいただく方法ではありません。